

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ケーズデンキ燕三条店  
所在地 燕市井土巻4丁目258番地  
設置者 有限会社三鷹企画
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
    - ・株式会社北越ケーズ  
（変更前）山本 邦彦  
（変更後）野村 弘
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
    - ・株式会社北越ケーズ  
（変更前）新潟県新潟市河渡庚135番地1  
（変更後）新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号
- 3 変更年月日  
平成25年6月19日
- 4 変更の理由  
小売業を行う者の所在地及び代表者名を変更したため。
- 5 届出年月日  
平成29年6月13日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、燕市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp